

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第八十八号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表奈良公園シルクロード交流館の項を削り、同表まほろば健康パークスイムピア奈良の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。